

政府は6月4日、行政の電子化に関する「デジタル・ガバメント閣僚会議」を開き、マイナンバーカードの普及に向けた活用策を決めた。

同カードを利用して買い物ができる自治体ポイント事業を2020年度、プレミアム付きで実施する。2021年3月からは同カードを健康保険証として使えるようにする。

自治体ポイント事業は、マイナンバーカードを持ち、専用サイトでIDを登録した人が利用できる。利用者は同サイトで特定の自治体のポイントを購入すれば、自治体が指定する小売店などでの買い物に使える。

プレミアムは、ポイント購入時に一定割合のポイントを加算するもので、政府は2019年10月に予定している消費税率の10%への引き上げ後の消費活性化策として、2020年7月頃に始める予定である。

プレミアム率は2割以上とする方向で調整しており、活用策には、早期に購入を申し込んだ人には割り増しを検討することを明記した。

同カードを健康保険証として使えるようにするのは、利用できる範囲を広げてカードの利便性を高める狙いがある。

2021年10月からは同カードを「お薬手帳」としても代用できるようにする。

2022年1月からは確定申告の際に、医療費控除の手続きを簡便にする。活用策では、2022年度中におおむね全ての医療機関で対応ができるようにすることを目標に掲げた。

内閣官房によると、マイナンバー制度は2016年1月から始まったが、同カードの普及率は2019年5月30日現在、13%（約1700万枚）にとどまっている。

活用策では、「2022年度中にほとんどの住民が保有することを想定」とし、2022年1月をめどに具体的な工程表を公表する方針を示した。

これに先立ち、2019年7月には各業界を所管する省庁の局長級会議を設置することも明記した。

(2019/6/5)